

教育委員会会議次第

令和7年9月25日(木) 15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第23号

「北九州市学校給食審議会委員の委嘱について」

(学校保健課長)

議案第24号

「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」

(制度サービス担当課長)

㊟ 議案第25号

「人事について」

(労務争訟担当課長)

㊟ 議案第26号

「人事について」

(総務課長)

㊟ 議案第27号

「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」

(労務争訟担当課長)

(2) その他報告

その他報告①

「令和6年度北九州市立図書館の運営に関する評価について」

(中央図書館 奉仕課長)

㊟ その他報告②

「いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査に係る市長からの
通知について」

(学校支援担当課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 令和7年9月25日（木） |
| 2 | 開催時間 | 15：05～17：16 |
| 3 | 開催場所 | 小倉北区役所6階 教育委員会会議室 |
| 4 | 出席者 | (教育長) 太田 清治
(教育委員) 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真 |
| 5 | 事務局職員 | 教育次長 大庭 千枝
中央図書館長 高松 淳子
総務部長 富原 明博
教職員部長 久保 慶司
学校支援部長 藤井 創一
教育相談・特別支援教育担当部長 田尾 弘
教育研修監理官 澤村 宏志
総務課長 越智 豊
企画調整課長 栗原 健太郎
教職員課長 岡本 裕史
労務争訟担当課長 左方 佳明
制度サービス担当課長 石本 弘一
学校保健課長 藤田 真治
学校支援担当課長 中村 国彦
中央図書館運営企画課長 藤原 定男
中央図書館奉仕課長 佐藤 時子
子ども図書館長 福嶋 一也 |
| 6 | 書 記 | 総務課庶務係長 香月 亨太
総 務 課 橋 幸佑 |
| 7 | 会議の次第 | 別紙のとおり |

教育委員会(定例会)会議録(令和7年9月25日)

1 開 会

15:00 太田教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

太田教育長が会議録署名委員に、郷田委員と中島委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・その他報告②「いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査に係る市長からの通知について」
- ・議案第25号「人事について」
- ・議案第26号「人事について」
- ・議案第27号「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第23号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を学校保健課長が説明。

[提案理由要旨]

中島委員／委員の選任自体に異論はないが、確認させていただきたい。

前任委員の解嘱日から後任選任まで時間を要しているが、薬剤師会内で女性の適任者を探していたものの見つからず、回答に時間がかかったという理解でよいのか。

学校保健課長／今回辞任した星野正俊氏は、理事から会長に就任した。兼任の案もあったが、会長として各所の充て職が増えるため、一旦辞任したいとの申出が6月21日であった。

後任候補の提出自体は大きく遅れていないが、教育委員会会議に付議するタイミングの都合により、委嘱が9月25日となった。よって、内部調整そのものに大きな時間を要したわけではなく、会議にかけるまでに時間がかかったという事情である。

中島委員／差し支えなければ「こちら側の事情」を伺いたい。今後、同様の事案が他の審議会等で生じる場合に共有できれば、解決に資すると考える。

学校保健課長／解嘱日を6月21日としているが、実際の解嘱届の提出はもう少し後であった。会長就任日が6月21日であるため、その日付で辞任する形となり、遡って提出されたものを尊重して6月21日としている。

また、会長就任後も継続可能かを含め、しばらく様子を見る期間があり、その分の間が生じたことご理解いただきたい。

中島委員／承知した。

原 案 可 決

議案第24号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」

本議案の提案理由を制度服務担当課長が説明。

[提案理由要旨]

中島委員／休暇制度を取得しやすくなる改正は非常に望ましい。

質問である。子育て部分休暇について、対象者を限定している理由と対象となる子の範囲を確認したい。学齢期の子の病気・けが、不登校への対応など、介護的な関わりを要する場合に、どの制度で整理されるのかも含めて説明を求める。

制度服務担当課長／「子育て部分休暇」は、昨年の本市人事委員会報告を踏まえ、障害児を養育する際の介護的負担への配慮を目的に、本市独自に設けた制度である。

また、地方公務員の「休暇制度」は本来、国・他団体との均衡が前提であるが、報告の趣旨を尊重し、こちらも本市独自に設定したものである。

取得可能な年齢として、小学生は障害の有無を問わず対象であり、障害のある児童については中学生まで拡大している。また、不登校等であっても、「小学生」又は「障害のある子の場合中学生」を養育する一環として、病院受診等の養育行為に該当すれば取得可能である。

香月委員／「障害のある子」の判定基準を伺いたい。障害者手帳等の客観的な基準などが必要になるのか。

制度服務担当課長／一定の線引きが必要であり、現状は「障害者手帳」又は「療育手帳」を所持する子を基本的な対象としている。

郷田委員／対象が小学生である一方、未就学児については別制度で対応できるのか。

また、無給のため給与が減るので、有給の制度を優先して使う運用になり得る。現行制度の利用状況や、拡充による利用見込みが分かれば示していただきたい。

制度服務担当課長／未就学児については、育児休業法上に「部分休業制度」があり、小学校就学の始期に達するまで（3月31日まで）取得できる。無給ではあるが、出生から小学生まで保証し、障害のある子は中学生まで本制度にて保障可能である。

また、「子育て部分休暇」は新設後、学校現場でニーズが高く、減額計算の状況から数十人単位で利用があると見ている。

今後の利用見込みは個々のニーズによるため予測は難しいが、組合交渉等で現場の声を聞く中でも制度への評価は高く、一定の需要は継続すると考える。

有給化が最も望ましいが、国・他都市との均衡の観点から検討課題があり、調査研究を継続する予定である。なお、有給で対応できる制度としては「子育て支援休暇」があり、子の病気・予防接種・授業参観等で、子1人5日、2人10日、3人以上15日を有給で取得できる。本制度はそれに加えて設けたものである。

香月委員／参考を示された「正規」「臨時」「任期付」「会計年度任用職員」の違いを簡潔にご説明いただきたい。

制度服務担当課長／改正対象職員を3つの規則でカバーする整理である。

- ① 「教職員」を対象とする規則は、学校勤務の正規教職員と常勤講師が対象である。

② 「教育委員会に所掌する」会計年度任用職員・臨時的任用職員を対象とする規則は、事務局勤務の会計年度任用職員と、市立高校の常勤講師（市の給与条例適用）を対象とする。

③ 学校勤務の会計年度任用職員は別の規則で対象とする。

最後に、事務局勤務の正規職員は市全体の勤務時間・給与条例の適用であり、市長部局側の規則改正で対応する。

以上により教育委員会の職員を全体としてカバーする建付けである。

原 案 可 決

その他報告①「令和6年度北九州市立図書館の運営に関する評価について」

中央図書館 奉仕課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

中 島 委 員／来館者数とレファレンス件数が増加している点は好ましい。

可能であれば、来館者数・レファレンス件数増につながった効果的な取組があれば示していただきたい。

全体として、参加者数が増えている事業が多く、市民が参加しやすい取組が進んでいる印象である。ただ、「観光に関する取組」については、特に中央図書館が観光資源として有効であると想像するが、来訪する観光客が増えているのかどうかは気になるところである。

また、貸出数が減る一方で来館者数が増えていることから、図書館が「居場所」として利用される層が増えている可能性があり、その所感についても伺いたい。加えて、電子書籍等を含め読書の捉え方を広げる必要がある一方、絵本は実物ならではの強みがあり、絵本関連事業が市民の親しみや利用増につながっているのではないかと。

事業全体として、来館者数増につながる要因が把握できていればご説明いただきたい。

奉 仕 課 長／レファレンス数増加の要因としては、職員の能力向上と丁寧な対応に努めた結果、満足度が上がり、リピーターが増えた可能性がある。

来館者数の増加については、図書館をくつろいで過ごせる「居場所」として市民に伝えられたことが一因と考える。

新たな図書館基本計画へも「やすらげる場所」「本を読まなくてもふらっと立ち寄ってくつろげる図書館」としての役割拡大を掲げており、今後もその方向で周知を進める方針である。

子ども図書館長／新プランで掲げる「発達段階に応じた支援」のうち、入口となる乳幼児支援が重要である。

初めての子を育てる保護者は、読み聞かせ方法や絵本選びに不安があるため、平成28年開始の「はじめての絵本事業」では各家庭に絵本を贈り、絵本に触れる入口をつくっている。加えて、各地区館で読み聞かせを頻繁に実施し、子ども図書館では読み聞かせを支えるボランティア養成講座も継続している。

こうした取組により、絵本コーナーには平日・休日を問わず親子の来館が多い状況である。

中島委員／各取組が、図書館を「居場所」として認知させることに寄与していると考え。
協議会の評価も「妥当」とされており、今後も同方針で取組を継続することを求める。

香月委員／「全市立図書館指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定」とは何か。
また「事件・事故・災害などの危機管理時の連絡体制の再徹底」とは具体的に何を
行ったのか。

運営企画課長／クーリングシェルターは、夏季の危険な暑さの際に涼んで過ごせる施設として
公共施設を指定する全国的な制度であり、市内の指定施設の一つとして図書館が
位置付けられている。

危機管理時の連絡体制は、市立図書館全体で定めたマニュアルに基づき、事件・
事故等発生時の連絡手順と対応を改めて確認し、適切に対応できるよう連絡体制
を強化したものである。

香月委員／承知した。

報 告 終 了

(2) 非公開案件

その他報告②「いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査に係る市長からの通知に
ついて」

学校支援担当課長が報告。

報 告 終 了

議案第25号「人事について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

原 案 可 決

議案第27号「『北九州市教育委員会における懲戒処分の指針』の一部改正について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

原 案 可 決

議案第26号「人事について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

原 案 可 決

4 閉 会

17:16 太田教育長が閉会を宣言